

石川県農業法人協会規約

(名 称)

第1条 本会は、石川県農業法人協会、日本農業法人協会石川県支部と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務局を石川県金沢市鞍月2丁目20番地（石川県地場産業振興センター新館内）の（公財）いしかわ農業総合支援機構に置く。

(目 的)

第3条 この会は、農業を営む法人等（以下「農業経営法人」という。）が、自主的に連携し、経営の確立、農業経営法人の地位向上及び地域の農業の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連携及び情報交換
- (2) 経営改善に資する調査・研究ならびに情報の収集・提供
- (3) 消費者、異業種との交流
- (4) 経営改善発展に関する研修・コンサルタント活動
- (5) 農業経営法人等の人材育成・研修、就業条件の改善
- (6) 公益社団法人日本農業法人協会の支部活動
- (7) その他目的達成のために必要なこと

(会員・賛助会員・アグリサポート会員)

第5条 この会の会員は、本会の趣旨に賛同する農業法人及び法人を目指す農業者とする。

- 2 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する農業関係の公益法人・団体とする。
- 3 本会のアグリサポート会員は、本会の趣旨に賛同する農業を応援する企業・団体とする。
- 4 上記の会員・賛助会員・アグリサポート会員は、理事会の承認により入会することができる。

(顧 問)

第6条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の選任は、理事会において決定する。

(総 会)

第7条 この会は、毎年定期的に総会を開催するほか、必要により臨時総会を開催することができる。

- 2 総会の招集は、会長理事がする。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、総会に出席できない会員は書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。書面又は代理人をもって表決権を行使する者は、これを出席者とみなす。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
- 5 次の事項は、総会の決議又は承認を要する。
 - (1) 規約の変更に関する事項
 - (2) 事業計画、収支予算の承認に関する事項
 - (3) 事業報告、収支決算の承認に関する事項
 - (4) 会費及び徴収方法に関する事項
 - (5) その他重要な事項

(役員)

第8条 この会の役員として理事20名以内、監事2名以内を置く。

2 理事及び監事は、会員の中から総会で選任し、任期は2年とする。

なお、理事候補の選出については別途内規にて定めるものとする。

3 理事の互選により、会長理事1名、副会長理事若干名、専務理事1名、常務理事若干名を置くとともに、特別理事1名を置くことができるものとする。

4 会長理事は、この会の業務を統括し、会を代表するとともに、日本農業法人協会の石川県支部長を兼ねるものとする。

5 副会長理事は、会長理事を補佐し、会長理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、その職務を代理するとともに、指名により、日本農業法人協会の石川県副支部長および県内関係機関・団体との連携業務を担当するものとする。

6 特別理事は、日本農業法人協会の理事および全国関係機関・団体との連携業務を担当するものとする。

7 専務理事は、業務全般の企画・進行管理に当たるものとする。

8 常務理事は、業務全般の企画・進行管理に当たるものとし、専務理事を補佐する。

9 監事は、この会の会計を監査する。

(理事会)

第9条 理事会は、会長理事、副会長理事、専務理事、常務理事、理事で構成し、会長理事が召集する。

2 理事会は、この会の運営に必要な事項を審議する。

(経費及び会計)

第10条 この会の経費は、会費、寄付金、その他収入をもってあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

3 会計は事務局が行う。

(資格の消滅)

第11条 会の名誉を著しく傷つけ、あるいは会の目的に反する行為をした者は、理事会に諮り除名することができる。

2 会費を1年以上滞納した者は、脱会とみなす。

(実施細則)

第12条 この規約の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は、平成8年11月11日から施行する。

2 但し、平成8年の会計年度は、平成8年11月11日から平成9年3月31日とする。

(附 則)

この規約の変更は、平成13年6月22日から施行する。

この規約の変更は、平成14年6月4日から施行する。

この規約の変更は、平成15年6月9日から施行する。

この規約の変更は、平成17年6月17日から施行する。

この規約の変更は、平成19年6月19日から施行する。

この規約の変更は、平成21年6月10日から施行する。

この規約の変更は、平成23年6月9日から施行する。

この規約の変更は、平成25年6月7日から施行する。

この規約の変更は、平成27年6月8日から施行する。

この規約の変更は、平成28年6月3日から施行する。

この規約の変更は、平成30年6月4日から施行する。

この規約の変更は、令和元年6月3日から施行する。

この規約の変更は、令和3年6月10日から施行する。